

<第4回医療審議会提出資料>

広告の規制緩和について

平成12年12月13日

委員 野口敏也

1. 医療広告の考え方

人は、自分の命の主人公であり、体の責任者である。自らの病状を知り、受ける治療を選択し、決定する権利を持つ。医療機関は、人がそうするに必要な情報を積極的に開示し、提供しなければならない。

医療広告は、それが広報であろうと広告であろうと、そのような理念にもとづいて医療機関が原則として自由に行えるべきである。

2. 今回の規制緩和の位置付け

この度の広告規制の緩和については、ポジティブリストで行う流れとなっているが、昨年の中間報告の「客観性がある情報や事実に関する情報など検証が可能な情報については、個々の医療機関の自主的な判断に委ねる」という方向にそって、思い切った緩和をはかるべきである。

そのうえで、次の検討の機会には、ネガティブリストに変更すべきである。

3. 具体的な項目

前回（第3回）提出の資料Ⅲ「医療における広告の規制緩和について」の各事項については、いずれも広告を認めるべきである。とりわけ<国会審議等で議論になった事項>は、利用者（患者）がもっとも知りたい情報であり、また、良心的な経営を行っている医療機関が、利用者に知ってもらいたい事項でもある。

なお、（1）の「(財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果」は、今後の進展を考慮し、「(財)日本医療機能評価機構等確立された中立の組織が行う医療機能評価の結果」にされたい。

4. 虚偽広告等の監視、取締り

虚偽広告、誇大広告等の違法広告の監視、取締りの機能を、広告の規制緩和にともなって強化すべきである。違法状態の放置は、利用者の健康上の損失と経済的な不利益をもたらすとともに、規制緩和の後退を招く。

以上